

③-2 子どもスキップ事業、放課後子ども教室

事業概要

すべての児童の放課後の居場所を確保するために、小学校の教室や校庭、体育館等を活用した小学生のための放課後対策として、子どもスキップ事業を実施しています。子どもスキップは、学童クラブ事業と一般利用事業を一体的に実施しており、放課後の子どもたちの安全安心な遊び場を提供しています。

また、子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子ども達に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

量の見込みと確保方策

子どもスキップの一般利用は、子どもスキップや放課後子ども教室と連携し、児童の発達や成長に応じた利用ができるよう、安全かつ楽しい居場所づくりを推進していきます。計画期間における需要見込みについては、過去の利用実績の推移や児童数の推移を踏まえて算出しました。

放課後子ども教室は、子どもスキップ利用届出をしている児童は、どなたでも参加できます。児童の放課後時間の充実に向け、必要に応じて教室の内容を見直すとともに、実施回数を増やしていきます。

● 子どもスキップ事業

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(人)	131,244	161,930	164,562	164,302	164,925	164,492
②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

● 放課後子ども教室事業

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(人日)	16,323	21,580	23,660	25,740	27,820	30,000
②確保方策(箇所)	22	22	22	22	22	22

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

4 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行います。

区では、児童養護施設や区内協力家庭において養育をしています。平成30年度から、要支援家庭対象のショートステイ事業を開始し、対象年齢も生後43日以上高校生までに拡大しました。

量の見込みと確保方策

過去の利用実績を踏まえて、見込み量を算出しました。

確保方策は、1日当たりの利用定員計10名×365日で3,650人日としています。引き続き、必要な方が安心して利用できるように、事業の周知と利便性の向上を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	587	647	680	714	749	787
②確保方策	4,015	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
過不足②－①	3,428	3,003	2,970	2,936	2,901	2,863

5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、母子の健康の保持増進を支援するとともに、子育てに関する情報提供を実施し、健全な育児環境の確保と家庭の孤立防止を図ります。

量の見込みと確保方策

乳幼児全戸訪問の実績をもとに、需要量を見込んでいます。訪問指導員の人員と質を維持し、要支援家庭の早期発見を図るとともに、必要な支援に繋がっていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
② 方 確 策 保	委託助産師	18	18	18	18	18
	地区担当保健師	17	17	17	17	17

6 養育支援訪問事業および子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

● 子育て訪問相談事業

就学前のお子さんを持つ家庭に子育て相談員が訪問し、相談に応じます。

● 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、豊島区要保護児童対策地域協議会を設置しています。子ども家庭支援センターに児童虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を実施しています。

量の見込みと確保方策

● 子育て訪問相談事業

子育て訪問相談事業の利用者は増加傾向にあり、令和元年度から5年度の訪問件数を比較すると約1.5倍増加しています。今後の実績によって体制強化の必要があるか注視していきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	4,091	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
②確保方策	実施体制：10人(東部6人、西部4人) 実施機関：子ども家庭支援センター					

● 育児支援ヘルパー事業

民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,536	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
②確保方策	実施機関：子ども家庭支援センター 委託団体等：民間事業者7社					

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

●子どもを守る地域ネットワーク事業

児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、相談・通告件数が増加傾向にあります。引き続き、子ども家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会の中核機関として、要保護児童等に対する支援のためのネットワークの運営にあたり、適切な支援に繋がっていきます。

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	代表者会議...年2回 実務者会議...年2回 三機関連携会議...年12回 ネットワーク会議...年12回 個別ケース会議...随時 職員向け虐待防止勉強会(スキップ、保育園、区民ひろば、ファミリーサポート援助会員向け出張講座、民児協など)...43か所 児童相談所OBによる研修...年15回 (令和5年度実績)					

7 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

子育て支援センター、区民ひろば(子育てひろば)、認可保育所等で、親子で遊べる場、育児仲間を作る場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座なども実施しています。

量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果を踏まえ、需要量の見込みを算出しています。乳幼児親子が利用しやすい身近な場所で展開することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安を解消し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

(単位:①人日※年間延べ利用者数 ②か所数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	184,978	188,265	190,159	192,074	194,010	195,967
②確保方策	42	42	42	42	42	42
内訳	子ども家庭支援センター	2	2	2	2	2
	区民ひろば(子育てひろば)	22	22	22	22	22
	区立保育園	16	16	16	16	16
	私立保育所	1	1	1	1	1
	児童館	1	1	1	1	1

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		95,075	96,792	97,753	98,723	99,703	100,692
②確保方策		20	20	20	20	20	20
内訳	子ども家庭支援センター	1	1	1	1	1	1
	区民ひろば(子育てひろば)	12	12	12	12	12	12
	区立保育園	7	7	7	7	7	7
	私立保育所	0	0	0	0	0	0
	児童館	0	0	0	0	0	0

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		89,903	91,473	92,407	93,351	94,307	95,275
②確保方策		22	22	22	22	22	22
内訳	子ども家庭支援センター	1	1	1	1	1	1
	区民ひろば(子育てひろば)	10	10	10	10	10	10
	区立保育園	9	9	9	9	9	9
	私立保育所	1	1	1	1	1	1
	児童館	1	1	1	1	1	1

8 一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所において一時的な預かりを行います。

A 幼稚園型

区内の幼稚園において、在籍児を対象に通常の教育時間後に幼稚園内で一時的に預かり保育を実施します。また、一部の幼稚園では、夏休みなどの長期休業中の預かり保育も実施しています。

量の見込みと確保方策

区立・私立ともに利用希望者をすべて受け入れており、需要量に応じた受け入れ枠を確保しています。今後も必要とされる方が安心して事業を利用できるよう、十分な受け入れ枠を確保してまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み 需要量	1号認定	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228	42,228
	2号認定	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
② 確保 方策	区立幼稚園	16,290	17,430	17,205	17,610	17,340	17,550
	私立幼稚園	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700	101,700
	計	117,990	119,130	118,905	119,310	119,040	119,250
過不足②ー①		115,570	74,482	74,257	74,662	74,392	74,602

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	1号認定	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124	19,124
	2号認定	242	242	242	242	242	242
② 確保方策	区立幼稚園	5,480	5,810	5,735	5,870	5,780	5,850
	私立幼稚園	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
	計	66,480	66,810	66,735	66,870	66,780	66,850
過不足②－①		47,114	47,444	47,369	47,504	47,414	47,484

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	1号認定	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104	23,104
	2号認定	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178	2,178
② 確保方策	区立幼稚園	10,810	11,620	11,470	11,740	11,560	11,700
	私立幼稚園	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700	40,700
	計	51,510	52,320	52,170	52,440	52,260	52,400
過不足②－①		26,228	27,038	26,888	27,158	26,978	27,118

B 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

家庭で育児をしているかたが、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで子どもを預けたい時に、保育所や子ども家庭支援センターで一時保育を実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業も実施しています。

量の見込みと確保方策

近年の就労環境の多様化など、ライフスタイルの変化により需要量は増加しています。確保方策は、各施設の延べ定員数、ファミリー・サポート・センター事業は、援助会員数の実績を元に算出しています。家庭で育児をされている方が安心して子育てができるよう、引き続き、環境整備を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量 の見込み	保育園	4,013	5,017	5,519	6,021	6,523	7,025
	子ども家庭支援センター	4,541	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
	ファミリー・サポート・センター	4,831	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800
	計	13,385	14,417	14,919	15,421	15,923	16,425
② 確保方策	保育園	11,907	12,636	12,636	12,636	12,636	12,636
	子ども家庭支援センター	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804	6,804
	ファミリー・サポート・センター	9,820	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
	計	28,531	24,340	24,340	24,340	24,340	24,340
過不足②－①		15,146	9,923	9,421	8,919	8,417	7,915

● 提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の見込み	保育園	2,182	2,702	2,962	3,222	3,482	3,742
	子ども家庭支援センター	2,597	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	ファミリー・サポート・センター	3,103	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	計	7,882	8,302	8,562	8,822	9,082	9,342
② 確保方策	保育園	7,533	8,262	8,262	8,262	8,262	8,262
	子ども家庭支援センター	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645	3,645
	ファミリー・サポート・センター	5,922	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	計	17,100	14,907	14,907	14,907	14,907	14,907
過不足②ー①		9,218	6,605	6,345	6,085	5,825	5,565

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 需要量の見込み	保育園	1,831	2,315	2,557	2,799	3,041	3,283
	子ども家庭支援センター	1,944	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	ファミリー・サポート・センター	1,728	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	計	5,503	6,115	6,357	6,599	6,841	7,083
② 確保方策	保育園	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374	4,374
	子ども家庭支援センター	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159	3,159
	ファミリー・サポート・センター	3,898	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	計	11,431	9,433	9,433	9,433	9,433	9,433
過不足②ー①		5,928	3,318	3,076	2,834	2,592	2,350

● トワイライトステイ事業

平成30年度より、要支援家庭を対象とした夜間までの一時預かり事業「トワイライトステイ事業」を実施しています。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	192	200	200	200	200	200
②確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

9 病児・病後児保育事業

事業概要

保育を必要とする病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース、その他の場所において、看護師等が一時的に保育を行います。

区では、保育所併設型3か所、診療所併設型2か所に加え、訪問型病児保育として、ご自宅での病児保育サービスを利用された方へ利用料助成を実施しています。

量の見込みと確保方策

平成28年度より開始した訪問型利用助成が浸透したこともあり、利用される方が増加傾向にあります。施設型の確保方策は実施施設の定員数から、訪問型の確保方策は、これまでの実績を元に算出しています。今後も事業の周知を図り、子育てと就労の両立を支援していきます。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		1,060	1,604	1,876	2,148	2,420	2,692
②確保 方策	施設型	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812	2,812
	訪問型	379	379	379	379	379	379
	計	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191	3,191
過不足②－①		2,131	1,587	1,315	1,043	771	499

提供区域別

東部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		509	771	902	1,033	1,164	1,295
②確保 方策	施設型	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354	1,354
	訪問型	190	190	190	190	190	190
	計	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544	1,544
過不足②－①		1,035	773	642	511	380	249

西部地域		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み		551	833	974	1,115	1,256	1,397
②確保 方策	施設型	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458	1,458
	訪問型	189	189	189	189	189	189
	計	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
過不足②－①		1,096	814	673	532	391	250

10 子育て援助活動支援事業(小学生のファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

小学生の児童を有する保護者で、児童の預かり等の援助が必要な方(利用会員)と、援助を行うことができる方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から見込み量が算出できなかったため、実績から見込み量を算出しました。引き続き、利用者のニーズに沿った相互援助活動を支援していきます。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	低学年	995	950	950	950	950
	高学年	46	50	50	50	50
	計	1,041	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保方策	2,119	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
過不足②-①	1,078	20	20	20	20	20

11 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、適時必要な医学的検査を実施する事業です。

妊婦に必要な健康診査を都内の医療機関・助産所に委託し、妊娠届提出の際に妊婦健康診査(14回分)・妊婦超音波検査(4回分)・妊婦子宮頸がん検診の受診票を交付しています。また、里帰り等により受診票が利用できない医療機関で受診された場合は、妊婦健康診査費用を助成しています。

量の見込みと確保方策

翌年度の0歳児推計人口より妊婦健診対象者数を算出し、見込み量としました。引き続き妊婦が定期的に必要な健診を受けることができるよう、医療機関等へ委託実施していきます。

(単位:上段/人、下段/件)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	2,211	2,208	2,202	2,209	2,217	2,215
	24,590	25,392	25,323	25,404	25,496	25,473
②確保方策	都内医療機関等への実施委託を特別区・市町村と東京都医師会・助産師会との集合契約により確保します。					

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。

量の見込みと確保方策

給付対象者への必要な支援を行いすべての子どもの健やかな成長を支援していきます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1 新規参入施設等への巡回支援

事業概要

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業へ新規参入する事業者に対し、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う事業です。

量の見込みと確保方策

平成29年度より元公立保育園の保育士による巡回支援を開始しており、新規参入施設だけではなく、既存園を含むすべての保育所の定期巡回指導を実施しています。今後も、安心・安全な保育を提供できるよう、継続的に相談・助言・指導を実施していきます。

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	巡回指導員 (元公立保育園長5名)	巡回指導員(公立保育園経験者6名)				

2 認定こども園特別支援教育・保育経費

事業概要

私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助します。

量の見込みと確保方策

給付対象者を適切に把握し、必要に応じて補助を行っていきます。

14 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯へ支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、児童虐待を未然に防止することを目的とします。

●育児支援ヘルパー事業

保護者の体調不良などで手助けが必要なご家庭に、産後概ね2年間ヘルパーを派遣します。

量の見込みと確保方策

民間事業者へ委託し、事業を実施しています。ここ数年は一般枠と要支援家庭枠とがそれぞれ増減を繰り返している状況です。児童相談所からの地域での見守りの要素も踏まえ、今後の増加によって、体制強化を図っていきます。

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	3,874	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
②確保方策	実施機関:子ども家庭支援センター 委託団体等:民間事業者9社					

15 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

量の見込みと確保方策

本区においては未実施の事業であり、国が示すガイドライン等を踏まえ、取り組むべき内容や事業のあり方等の検討を進めます。

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

16 親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

量の見込みと確保方策

需要量の見込みは、令和5年度実績を元に算出し、確保方策は、参加者10名の講座を計54プログラム実施するため540人としてしました。

(単位:人)

区全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	480	480	480	480	480
②確保方策	540	540	540	540	540

17 こども誰でも通園制度

事業概要

保護者の就労要件を問わず、生後満6か月以上から3歳未満の未就園児が保育所などの施設を時間単位で利用できる制度です。

年齢の近いこどもや保育士と関わることで成長発達に豊かな経験をもたらすとともに、保護者には面談等により子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

量の見込みと確保方策

人口動態の変化や保育ニーズが多様化する状況を踏まえ、すべての利用希望者の受け入れ枠を確保していきます。整備にあたっては、令和8年度の本格実施に向け、既存施設を有効活用し、安心して利用できる環境整備を図ってまいります。

(単位:人日※年間延べ利用者数)

区全域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
②確保方策	0	0	0	38	20	35	38	20	36	38	20	35	39	20	35
過不足②ー①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

● 提供区域別

東部地域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
②確保方策	0	0	0	20	11	20	20	11	20	20	11	19	21	11	19
過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

西部地域	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①需要量の見込み	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
②確保方策	0	0	0	18	9	15	18	9	16	18	9	16	18	9	16
過不足②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

18 産後ケア事業

事業概要

生後1歳までの産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケアと育児支援のほか母子の健康増進に必要な支援を行います。

量の見込みと確保方策

令和5年度までの実績の伸び率をふまえて需要量を見込んでいます。出生数や需要に応じて委託施設を適切に確保し、母子とその家族が安心して健やかな子育てができるように支援します。

区全域		単位	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み(利用日数)		日	806	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②確保方策	委託施設(宿泊型)	か所	9	9	9	9	9	9
	委託施設(通所型)	か所	-	5	5	5	5	5
	訪問型(委託助産師)	人	-	10	11	12	13	14

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

19 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠届出時の面接相談(ゆりかご面接)、妊娠後期のアンケートをもとにした電話や面接相談、出産後のこんにちは赤ちゃん事業により、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、包括的に相談支援を実施します。

量の見込みと確保方策

ゆりかご面接、妊娠後期アンケート、こんにちは赤ちゃん事業の活用をして情報提供や相談対応を行なうとともに必要な支援につないでいきます。

●ゆりかご面接および妊娠後期アンケート

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	2,132	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
② 方 確 策 保	助産師	8	8	8	8	8
	地区担当保健師	17	17	17	17	17

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

(単位:人)

区全域	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①需要量の見込み	1,847	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
② 方 確 策 保	委託助産師	18	18	18	18	18
	地区担当保健師	17	17	17	17	17

【 7 】 教育・保育の一体的提供及び 推進に関する体制の確保内容

- 区では、安心して子育てができる魅力あるまちづくりを推進するため、幼児教育・保育の量的・質的充実を図るとともに、各家庭のニーズに応じた支援を行うことにより、子育て世帯の不安感や負担感を軽減し、子どもが健やかに成長できるよう支援していきます。
- 公立・私立幼稚園、保育園などの垣根を超えて質の高い教育・保育を提供し、子どもの充実した経験や学びが小学校の生活、学習へとつなげるため、どの幼児教育施設でも活用できる0～5歳児を対象とした共通のプログラム「就学前教育共通プログラム」を策定します。
- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う認定こども園について、利用者のニーズを的確に捉えながら、既存園からの移行を含めて、設置を検討していきます。
- 「豊島区保育の質ガイドライン」を踏まえ、区内で保育に関わる全ての保育者、事業者、保護者との共通理解を図り、豊島区全体の保育の質向上に向けた取組を行います。
- 私立認可保育所及び地域型保育事業に対し、指導検査を実施するとともに、認可外保育施設に対し、立ち入り調査を実施しています。
- 区では区立保育園勤務経験者による保育巡回に取り組んでいます。通常の保育訪問のほかに保護者等からの相談及び要望等が多い施設を巡回し、事実確認等を踏まえて助言を行っています。今後、幼児教育の豊富な知見や実践経験を持つ者が各幼稚園を巡回し、助言指導を行う「幼児教育アドバイザー」の導入を検討します。
- 教育や保育に関わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るための研修・OJT の機会を確保していきます。また、地域の課題を共有し、子ども関連施設の連携強化を図るため、地域合同子ども研修を実施します。
- 教育・保育に関する施策を総合的に実施するための体制整備を図ります

【 8 】 子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保内容

- 幼児教育・保育無償化に伴う新たな給付である「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給が確保できるよう、実施方法の検証及び改善を進めます。
- 申請に係る対応窓口の一元化や、既存の給付・補助制度との一体的な申請方法等を検討し、保護者や施設の負担軽減を図ります。

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

【 9 】 特別な配慮が必要な児童への支援

- 障害児など特別な支援が必要な子どもも、障害児施策等と連携を図りながら、教育・保育施設、地域型保育事業において受入れを行っています。今後も児童の状況に応じ、従事職員の加配や事業者への補助等、適切な受入体制の確保を図るとともに、巡回子育て発達相談事業等により、施設職員や保護者に対し、専門的な指導助言を行っていきます。
- 医療的ケア児の保育・教育について、受入体制の整備を検討していきます。
- 特別な配慮が必要な児童への支援については、児童発達支援センターが地域の中核的役割を担い、障害福祉課や民間支援団体と連携・協力して、対象児童の状況・状態を丁寧に把握し、適切に社会資源へつなぐとともにインクルージョンを推進していきます。
- 令和10年度に児童発達支援センターは、千川中複合施設への移転を予定しています。医療的ケア児等への対応等について、必要な備品や従事職員の適切な配置など、受け入れ体制の整備をすすめていきます。
- 妊娠期から子育て期への切れ目ない子育て支援を実現するため、千川中複合施設においては、児童発達支援センターと教育センターを同一フロアーに配置し、就学前から就学後への移行を円滑に行えるよう相談体制及び連携体制を構築していきます。
- 外国にルーツを持つ子ども、保護者も安心してサービスを利用できるよう、各種広報やホームページの多言語化をはじめ、保育、就学、育児、教育など各種の利用案内や申請書などについて、外国語版を作成しています。また日本語初期指導や日本語指導教室など、それぞれの子どもの状況に合わせた支援を実施していきます。
- 言葉や文化の違いを踏まえ、子ども同士がお互いの良さを認め合えるよう、多様性を受容し、一人ひとりが自分らしく伸び伸びと育つ環境づくりを進めます。

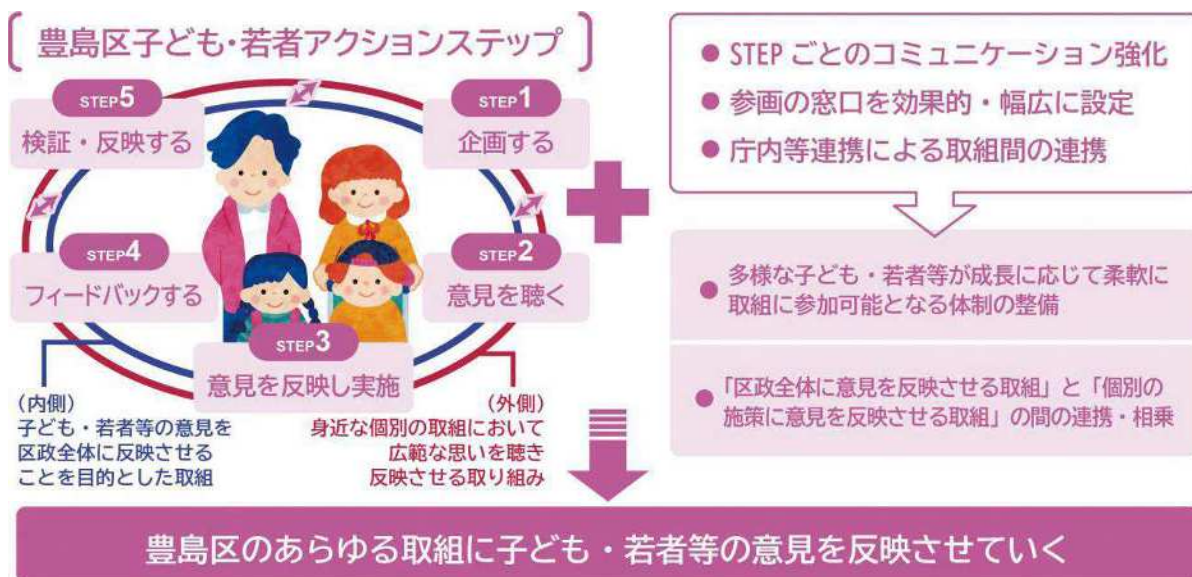
第5章

計画の
推進に向けて

【 1 】 「豊島区子ども・若者アクションステップ」に基づく計画の推進

豊島区は、計画の実現に向け、これまでの「PDCAサイクル」に基づく検証から、「子ども・若者等の意見聴取・反映」のステップを盛り込んだ「豊島区子ども・若者アクションステップ」による計画の推進により、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映していきます。

また、それらの進捗等は、区のホームページ等を通じて広く公表していきます。



【 2 】 子ども・若者等の意見の反映

豊島区では、子どもの権利保障として、これまでも子ども等の意見を反映させるための取組を進めてきました。例えば、「子どもレター」や「子ども会議」等、子ども・若者等の意見を区政全体に反映させることを目的とした取組とともに、「児童施設運営事業」での利用者会議の開催といった、子ども・若者等にとって、より身近な日常生活の場で展開される個別の取組においても、広範な子ども・若者等の思いを聴き、反映させる取組を進めてきました。

これら豊島区が積み重ねてきた取組を大切にしながら、さらに、子ども・若者等の意見が施策へと反映させられるように取組を推進していきます。

具体的には、「子ども・若者等の意見を区政全体に反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」のそれぞれについて、取り組みを充実させていきます。各施策等において、子ども・若者等の意見を受け止め、ともに方針の決定や具体策の構築を進めていくため、取組においては、「企画する」、「意見を聴く」、「意見を反映する」、「フィードバックする」、「検証する」といった段階ごとに、コミュニケーションを丁寧に積み重ねていくとともに、参画の窓口を効果的かつ幅広に用意することで、多様な子ども・若者等が成長等に応じて参画の度合いや手法を選択できるよう柔軟に取り組みを進めていきます。

また、庁内連携を強化し、「区政全体に意見を反映させる取組」と「個別の施策に意見を反映させる取組」の間の連携・相乗効果により、区政全体での意見反映をさらに進めてまいります。

こうした取組により、豊島区のあらゆる取組に、子ども・若者等の意見を反映させていきます。

【 3 】 計画の検証

1 計画全体の検証について

本計画全体については、庁内関係部署で組織する「子どもの施策調整会議」や、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、事業目標の達成状況や子ども・若者の意見等、定量的・定性的なデータをエビデンスとして、第3章の重点事業の目標達成状況を中心に点検・評価を行います。区は点検・評価結果を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

2 「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)の検証について

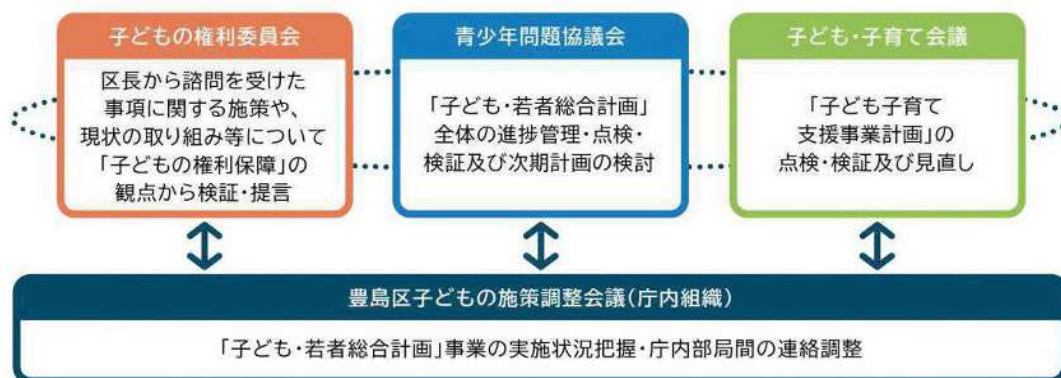
「子ども・子育て支援事業計画」(第4章)については、年度ごとに区が実施状況をまとめ、「子ども・子育て会議」が目標の達成状況などについて点検・評価を行います。点検・評価の内容を踏まえ、必要に応じて計画中間期に見直しを行います。

3 子どもの権利の観点からの施策の検証・推進

本計画は、目標達成状況の点検・評価に加え、「子どもの権利委員会」が子どもの権利保障の観点から検証を行います。検証の結果をもとに施策の改善策などについて審議し、区へ提言を行います。区は提言の内容を踏まえて施策の推進や改善を図ります。

また、各部局においては、それぞれの取組が計画の目標実現のためであることを理解したうえで事業を推進するとともに、様々な取組を子どもの権利の普及啓発の機会と捉え、子どもの権利保障の推進を図ります。

計画の推進体制(三審議会による計画の推進)



【 4 】 計画の広報

計画の対象である子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭及び、子ども・若者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。そのために、子ども版や概要版の作成等により、対象者に合わせた広報ツールを活用しながら、効果的な手法を検討していきます。

また、アンケート調査や意見交換会といった広聴と併せた広報を通じて、子ども・若者等の意見の反映の取り組みへと繋げていくとともに、計画の改善や調整を図っていきます。計画の進行状況や成果について定期的にフィードバックしていくことで、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域一体となって計画の推進を図ります。

【 5 】 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化

子ども・若者の権利が保障されながら成長していけるまちづくりを実現していくには、行政施策のみならず、地域全体の協働による共創が必要です。令和3年7月には、区民や企業など「オールとしま」によるSDGs推進の取組として「としま子ども若者応援プロジェクト」が始動しました。また、区の組織を横断して民間支援団体と連携し、定期的に意見交換を行うことで顔の見える関係性を構築する「居場所会議」や、10代から20代の女性支援を行う「すずらんスマイルプロジェクト」等、新たな取組も進んでいます。豊島区では、区民やNPO法人、地域団体、子育て支援グループ、企業等による主体的な活動が活発に展開されています。引き続き、そうした活動への支援を継続するとともに、協働・連携の仕組みづくりや、自助・共助・公助のネットワーク構築に取り組めます。

また、多岐にわたる子ども・若者や家庭を取り巻く諸状況に的確に対応し、総合的かつ効果的な施策の推進を図っていくため、国、東京都、近隣の自治体、地域の大学、社会福祉協議会、事業者、子ども・若者に関する施設など関係機関との連携を強化していきます。



資料編

1 関係会議委員名簿と審議経過

1 第32期豊島区青少年問題協議会

1 委員名簿

職 名	選出区分	氏 名	備 考	専門委員
会 長	学識経験者	加藤 悦雄	大学関係等	○
副会長		半田 勝久	大学関係等	○
委 員	区議議員	井上 幸一	区議会	
		根岸 光洋	区議会	
		川瀬 さなえ	区議会	
		清水 みちこ	区議会(令和7年3月2日まで)	
		入江 あゆみ	区議会(令和7年3月3日から)	
	学識経験者	市川 享子	大学関係等	○
		井戸 喜久男	巣鴨防犯協会	
		中村 孝太	町会連合会(令和6年3月31日まで)	
		安井 祐司	町会連合会(令和6年4月1日から)	
		豊島 佳代子	民生委員・児童委員協議会	
		齊藤 妙子	保護司会	
		白熊 千鶴子	青少年育成委員会連合会	
		戸井田 周一	小学校PTA連合会	
		御代 恒	中学校PTA連合会(令和6年3月31日まで)	
		松田 晴行	中学校PTA連合会(令和6年4月1日から)	
		松田 文子	スポーツ推進委員協議会	
		比金 敏彦	小学校校長会(令和6年3月31日まで)	
		稲垣 昌弘	小学校校長会(令和6年4月1日から)	
		川合 一紀	中学校校長会(令和6年3月31日まで)	
		小林 豊茂	中学校校長会(令和6年4月1日から)	
		中野 航綺	一般公募委員	○
		坂下 睦子	一般公募委員	○
		小関 睦堯	一般公募委員(令和6年1月16日まで)	○
	関係行政機関 の職員	渡邊 寿	巣鴨警察署長(令和6年2月18日まで)	
		植田 哲也	巣鴨警察署長(令和6年2月19日から)	
		田嶋 元統	巣鴨警察署長(令和7年2月17日から)	
		宮島 甲児	巣鴨少年センター所長	
		齊藤 雅人	豊島区副区長(令和5年7月10日まで)	
		天貝 勝己	豊島区副区長(令和5年7月11日から)	
		金子 智雄	豊島区教育長	

【敬省略、任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日】

2 審議経過

● 定例協議会

年月	主な審議内容
令和5年7月13日	第1回 ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定についての諮問
10月24日	第2回 ・「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査」の実施について
令和6年3月22日	第3回 ・「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査」の結果について
5月20日	第4回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」の目標達成状況 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の施策の方向
9月9日	第5回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」計画の中間報告
11月8日	第6回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」素案 ・「豊島区社会的養育推進計画(令和7～11年度)」素案(報告) ・「今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書(中間とりまとめ)」(報告)

● 専門委員会

年月	主な審議内容
令和5年8月21日	第1回 ・「豊島区子どもの実態・意識に関する調査」について（アンケート調査）
9月26日	第2回 ・「豊島区子どもの実態・意識に関する調査」についてアンケート調査、ヒアリング調査）
11月20日	第3回 ・「豊島区子どもの実態・意識に関する調査」について(ヒアリング調査) ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況
12月22日	第4回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況
令和6年3月4日	第5回 ・「豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査」の結果について
5月14日	第6回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」の目標達成状況 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の施策の方向
6月25日	第7回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」指標 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」施策体系

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

年月	主な審議内容
8月29日	第8回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」計画案
10月21日	第9回 ・豊島区子どもの権利委員会からの意見について ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」素案
令和7年1月29日	第10回 ・子ども・若者等の意見反映について ・パブリックコメントの結果及び区の考え方
2月20日	第11回 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和2～6年度)」事業実施状況報告書について ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」策定について

① 委員名簿

● 第5期委員名簿

職 名	選出区分	氏 名	備 考
会長	学識経験者	塩谷 香	大学関係等
副会長		島田 由紀子	大学関係等
委員		五十嵐 元子	大学関係等
委員	子育て事業者 及び従事者	高橋 朗子	私立幼稚園連合会
委員		池田 由美	私立保育園園長会
委員		花房 健	子育て事業従事者
委員	子育て事業利用者	山口 賀映	公募委員
委員		水越 朋美	公募委員
委員		郡司 佳映里	公募委員
委員	区立小学校校長	田中 明	小学校校長会
委員	小学校PTA連合会	戸井田 周一	小学校PTA連合会

【敬省略、任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日】
※計画に係る審議を開始した令和5年4月1日からの委員を掲載。

● 第6期委員名簿

職 名	選出区分	氏 名	備 考
会長	学識経験者	島田 由紀子	大学関係等
副会長		五十嵐 元子	大学関係等
委員		廣井 雄一	大学関係等
委員	子育て事業者 及び従事者	高橋 朗子	私立幼稚園連合会
委員		齋藤 玲子	私立保育園園長会
委員		山口 雅代	私立保育園園長会
委員		渡辺 智子	子育て事業従事者
委員	子育て事業利用者	吉村 英里	公募委員
委員		奈良 恭子	公募委員
委員		木村 望友紀	公募委員
委員	区立小学校校長	田中 明	小学校校長会
委員	小学校PTA連合会	戸井田 周一	小学校PTA連合会

【敬省略、任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日】

2 審議経過

年月	主な審議内容
令和5年9月6日	第5期第4回 ・子ども子育て支援事業計画令和4年度実施状況について ・「豊島区子ども・子育て支援事業計画」改定に係る区民の実態・意識に関する調査項目の検討について
令和6年3月21日	第5回 ・アンケート調査について前回との比較について ・第三期子ども・子育て支援事業計画策定について
5月17日	第6期第1回 ・専門委員会の設置について ・子ども・子育て支援事業計画改定スケジュール ・子育て支援ニーズ調査について
9月3日	第2回 ・子ども子育て支援事業計画令和5年度実施状況について ・第三期豊島区子ども・子育て支援事業計画の検討について
10月28日	第3回 ・第三期豊島区子ども・子育て支援事業計画素案について ・今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書(中間取りまとめ)について(報告)

① 委員名簿

● 第3期委員名簿

職 名	氏 名	備 考
会長	南野 奈津子	大学関係等
副会長	内田 塔子	大学関係等
委員	山下 敏雅	子どもの権利擁護委員
	佐賀 豪	子どもの権利擁護委員
	加藤 優子	子どもの権利擁護委員
	高田 慶子	民生委員児童委員協議会
	山本 道子	青少年育成委員会連合会
	間嶋 健	区立小学校校長
	豊田 雅子	一般公募委員
	臼井 祐一	一般公募委員

【敬省略、任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日】

● 第4期委員名簿

職 名	氏 名	備 考
会長	森田 明美	大学関係等
副会長	内田 塔子	大学関係等
委員	高田 慶子	民生委員児童委員協議会
	佐藤 妙子	青少年育成委員会連合会
	比金 敏彦	区立小学校校長
	八尋 崇	区立中学校校長
	飯塚 昇	区立小学校PTA
	上野 大典	区立中学校PTA
	北條 直子	一般公募委員
	大伍 将史	一般公募委員

【敬省略、任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日】

2 審議経過

年月	主な審議内容
令和5年7月24日	第3期第5回 ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態 ・意識に関する質問項目の検討
9月15日	第6回 ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態 ・意識に関する調査項目の検討
令和6年2月29日	第7回 ・「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態・意識に関する調査の結果 ・子どもの権利推進計画実施状況について
3月28日	第8回 ・子どもの権利に関する普及・啓発の取組について ・子どもの権利相談室開設後の状況について
5月30日	第4期第1回 ・「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の施策の体系(案)について
7月1日	第2回 ・豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果及び前期の振り返り ・新たな計画の目標Ⅰに係る取組の方向性 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の調査について
8月9日	第3回 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について
9月27日	第4回 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について ・新たな計画の第3章「施策の方向」について
令和7年1月10日	第5回 ・現行計画における子どもの権利保障に関する施策の調査の再評価

1 審議経過

年月	主な審議内容
令和7年3月19日	・パブリックコメントの結果及び区の考え方 ・「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」策定についての答申

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

【2】 計画策定へ向けた子ども・若者の意見反映の取組

「子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」の策定にあたっては、令和5年11月に実施した「子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査・ヒアリング調査(p32～p55)」の他、以下の取組を行いました。

1

新たに「子ども・若者総合計画(令和 7～11年度)子ども版」を策定

① 子ども版概要

- 内 容: 子どもにとって身近で親しみやすい施策を選定し紹介
- 対 象: 小学4～6年生及び中学生
- 編集方針: 子どもが基本理念である“「自分らしく成長する」意欲”や“豊島区で暮らす安心感”を持つことを目指す「エンパワーメントツール」



策定のポイント

計画の理念を区政において具現化するため、子ども等の意見を反映し作成

- | | | |
|-------|---------------|--------------------------|
| ポイント① | クイズ形式による計画 | ▶ 子ども等の興味を誘引 |
| ポイント② | 子ども等への適切な情報提供 | ▶ 居場所や相談窓口など必要な情報を掲載 |
| ポイント③ | 多面的な意見聴取 | ▶ 放課後児童施設での意見聴取や、アンケート実施 |

子ども版策定における子どもの声の反映

様々な子ども・若者たちの意見を踏まえ、子ども版のブラッシュアップを実施

具体的な子ども等の声

クイズの聞き方は「できないこと」を聞くのではなく、「できること」を聞いた方がよい。

ジャンプでドラムや料理をやってみたい。どんな施設なのを知りたい。

面白そうな施設があることは分かったけど、両親に連れて行ってもらうには、場所など詳しい情報も載せてほしい。

計画への反映概要

クイズの形式を変更
(反映後)
中高生センタージャンプでできること
はどんなこと？

ジャンプの料理室や
ライブの写真を掲載



各施設のアクセス等について、
二次元コードを追記し、子どもの次の行
動へのフォロー

① 小中学生

計画子ども版の案により、区立小中学生へのオンラインアンケート調査を実施しました。

【実施概要】

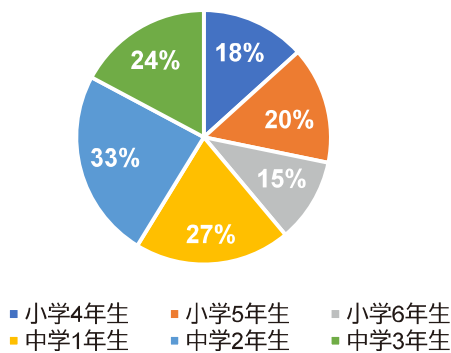
年 月 日	令和6年12月20日から令和7年1月17日まで
実施方法	教育委員会と連携して子ども版の計画案を区立小中学校生徒のタブレットへ送付し、オンラインアンケート調査を実施
対象者数	小学4～6年生 22校4,635名・中学生 8校2,775名、合計30校7,410名
回 答 数	1,603名（回答率21.6%）



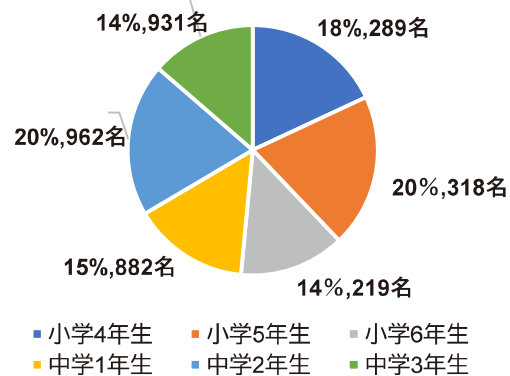
【アンケート調査結果概要】

●回答者属性

学年別回答率



学年別回答者数 (n=1,603)



●意見概要

【豊島区の施策について】

- ・困っている子どもたちのために身近な相談窓口などを考えるきっかけとなるようにしてほしい。
- ・子ども版は、子どもの権利について考えるきっかけになると思う。
- ・子ども版により、豊島区が自分たちのことを考えてくれると感じることができると思う。
- ・家で勉強がしづらい小学生のために集中して勉強できる施設をつくってほしい。
- ・ジャンプやスキップといった施設が多くあるとよいと思う。
- ・家の近くにボール遊びができる公園がほしい。

【子どもへの計画の広報について】

- ・クイズに答えだけでなく解説があるとわかりやすい。
- ・カラーでイラストがあると見やすいと思う。
- ・表紙が見やすいと、内容をみたくなると思う。
- ・漢字全てにふりがながあると読みやすい（外国ルーツの子どもから）。
- ・地図を付ける等して具体的な情報がほしい。
- ・中高生向け施設があることを知り、中学生になるのが楽しみです。



2 中高生

計画子ども版の案により、区職員が中高生センタージャンプで聞き取り調査を実施しました。

【実施概要】

年 月 日	令和6年12月20日
実施方法	ジャンプ東池袋で子ども版の計画案により区職員が意見聴取を実施。 ※ジャンプ長崎で予定していた意見聴取はインフルエンザ感染予防のため中止
対象者数	中学生1か所4名・高校生1か所6名、合計1か所10名

【アンケート調査結果概要】

●意見概要

【豊島区の施策について】

- ・子ども版は、区の政策に関心を持つきっかけになると思う。
- ・区をよりよくするために様々なことを考えていきたいと思う。
- ・子どもが知らない行政情報は多くあると思う。それらを伝えていくとよいと思う。



【子どもへの計画の広報について】

- ・表紙が面白いと見たい・読みたいと思う、具体性があつたほうがよい。
- ・伝えたいことをしっかりと整理し、目立たせることが大事だと思う。
- ・伝えたいことを子どもがどう考えるか、子どもの声をいれるといいと思う。
- ・ページ数や文字の量等の情報量は、より細かく対象に併せて考えられるといいと思う。
- ・写真を入れたら、その写真が何を伝えたいのか、キャプションをつけたほうがいいと思う。
- ・クイズは「できないこと」より「できること」を設問にするほうがいいと思う。

3 若者（立教大学×豊島区 あなたと共につくる 子ども・若者のまちづくり意見交換会）

大人と若者が、政策についてともに考え、意見を共有し、若者が区の計画に主体的に関われるよう、改善案やアイデアを検討しました。

【実施概要】

年 月 日	令和6年12月18日
実施場所	立教大学新座キャンパス4号館会議室
参加者数	12名(学生5名、教員4名、区職員3名)



【意見概要】

●豊島区の子ども・若者政策について

- ・豊島区が実施する子育て支援策について、就職や結婚を視野に入れた住環境を検討するにあたり関心はあるが、情報にアクセスしづらいと感じている。また、都市特有の騒音や住環境が子育ての困難さのイメージを助長していると思われる。その点に配慮した広報等が必要と思う。
- ・将来についての相談相手は、パートナーや友人に相談する、自問自答するなど、個々のスタイルによるが、同世代の中での問題意識や課題の共有が主であるので、より広く社会で課題共有されるための施策が必要とされているのではないかと。
- ・家庭内の問題(宗教的背景、家庭内暴力、アルコール依存症など)に気づかれず苦しんでいることもあると思う。家庭を支援できる仕組み作りをしてほしい。
- ・子どもを支援することは子どもを育てる人を支援することで、子どもを育てる人とは社会全体だから全ての人に関係することだと思う。子どもを支援する施策は、単に当事者のみを対象にするのではなく、社会全体を巻き込んだ仕組みが必要だと思う。
- ・自主的に集められる意見が少ないこと＝若者が興味関心を持っていないこと、ではないと思う。大人へ意見や考えを気軽に発信できる機会が少ないこともあると思う。大人と子どもが直接意見交換できる場の創設が必要であると思う。
- ・若者のアンケートの回答率が低いこと、自分が役に立たないと感じることは、「自分がみんなの居場所をつくる」という意識と関連すると思う。個々人が抱く目標や願望が、何かしようという原動力となると思う。子ども・若者が、自分の目標ややりたいことに気づくことができるきっかけづくりをしていくことも、主体性を涵養(かんよう)していくのに資するのではないかと思う。

●大人と子どもがともに政策を考えることについて

- ・豊島区の政策について新しく知ることばかりであり、他の学生の考えを聞きながら政策を知ることは面白かった。より掘り下げた施策内容についても議論できる機会があるといいと思う。
- ・区の職員と直接対話できる機会はなかなかないので、とても良い体験となった。
- ・他者の意見や異なる考えを知ることで視野が広がる体験が得られ、有意義な場だった。
- ・大学生として社会や制度に意見ができたことがとても嬉しかったので、このように異なる立場の方と意見交流し、社会参加の実感が得られる企画がより多くあると良いと思う。

3 主な子ども・若者関連施設の位置図

1 保育施設



計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編



- 68 インターナショナル
ういず千川保育園
69 AIAI NURSERY 要町
70 太陽の子 要町保育園
71 キッズガーデン要町
72 アスクかなめ町保育園
73 せんかわみん家の家
74 SAKURA保育園千川

★ 小規模保育

- No. 名称
1 このえ駒込小規模保育園
2 ドリームキッズ すがも保育園
3 おうち保育園すがも※
4 おうち保育園おおつか※
5 南大塚早樹保育園
6 ドリームキッズかみいけ保育園
7 東池袋早樹保育園
8 ドリームキッズにし池袋保育園
9 やまのみ池袋保育園
10 イルカ保育園
11 ソラーナ目白

- 12 森のなかま保育園 東長崎ルーム
13 目白らるスマート保育所
14 北大塚すくすくルーム
15 長崎すくすくナーサリー

● 家庭的保育

- No. 名称
1 高田チャイルドルーム
2 要町ひよこ保育室

▲ 東京都認証保育所

- No. 名称
1 保育所まむ東池袋駅前園
2 ポピンズナーサリースクール池袋
グローバルキッズ
E I S インターナショナル
プレスクール南長崎園
3
4 つくしんぼ保育所
5 あゆみ保育園

★ 企業主導型保育

- No. 名称
1 ほほえみキッズ園駒込
2 めくもりのおうち
ママサポート保育 巣鴨園
3 りとるういず巣鴨駅前保育園
4 りとるういず大塚駅前保育園
5 こどもの王国保育園 西池袋園
6 池袋たいよう第三保育園
7 Bic Kids
8 北池袋さくらキッズ保育園
9 フェニックスキッズ目白高田
10 東長崎つばめ保育園

- 56 グローバルキッズ東長崎園
57 まなびの森保育園東長崎
58 Nicot 東長崎
59 椎名町ちとせ保育園
60 ミアヘルサ保育園ゆらりん椎名町
61 アスク長崎一丁目保育園
62 愛の家保育園
63 長崎森のなかま保育園
64 にじいろ保育園千早
65 いいの実保育園
66 千早子どもの家保育園
67 グローバルキッズ千早園



計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編



- 14 Animo Kidsパーク大塚園
- 15 ワールドキッズひよこ椎名町
- 16 サクラサク
- 17 ウイズ・ユー雑司が谷
- 18 てらびあぼけと池袋教室
- 19 児童発達支援・放課後等
デイサービス ステラーキッズ

- 放課後等デイサービス事業所
- | No. | 名称 |
|-----|---------------------------------------|
| 1 | アフタースクールの会 |
| 2 | エントランス 池袋教室 |
| 3 | 児童デイサービス・アニマートいけぶくろ |
| 4 | オリーブキッズ せんかわ |
| 5 | ハッピーキッズスペースみんと大塚 |
| 6 | space Kid's大塚 |
| 7 | 放課後等デイサービス ライトハウス |
| 8 | LITALICOジュニア池袋西口教室 |
| 9 | 手話でいきる子どもの児童発達支援・
放課後等デイサービス あ〜とん塾 |
| 10 | オリーブキッズせんかわ
(重症心身障害児) |
| 11 | 児童デイサービス・アニマートおおつか |

- 7 手話でいきる子どもの児童発達支援・
放課後等デイサービス あ〜とん塾
- 8 るくまむABA療育 目白ルーム
- 9 ABA児童発達支援・放課後等
デイ療育バーあーぶー雑司が谷
- 10 space Kid's.conプ・ア・ブ
- 11 放課後等デイサービス
ウィズ・ユー落合南長崎
- 12 モンテッソーリ こどものいえ 目白教室
- 13 コベルプラス 大塚教室

- 12 ABA児童発達支援・放課後等
デイ療育バーあーぶー雑司が谷
- 13 放課後等デイサービス
コンパスマイル落合南長崎
- 14 児童デイサービス・アニマートすがも
- 15 オリーブキッズちはや
- 16 放課後等デイサービス
ウィズ・ユー落合南長崎
- 17 イルカ児童園(池袋教室)
- 18 エントランス G.O.A.T.
- 19 ワールドキッズひよこ椎名町
- 20 サクラサク
- 21 ウイズ・ユー雑司が谷
- 22 児童発達支援・放課後等
デイサービス ステラーキッズ

- 障害児相談支援事業所
- | No. | 名称 |
|-----|-----------------|
| 1 | 生活サポートセンター・こっこん |
| 2 | 相談支援事業 ゆきわりそう |
| 3 | 豊島区立児童発達支援センター |
| 4 | Link 福祉相談局 |
| 5 | イルカ相談支援事業所 |
| 6 | 相談支援事業所 モア |

- 7 あおぞら相談支援センター
- 8 豊島区東部障害支援センター
特定相談支援事業所
- 9 豊島区西部障害支援センター
特定相談支援事業所
- 10 相談支援事業所・アニマートとしま

- ▲ 児童発達支援センター
- | No. | 名称 |
|-----|----------------|
| 1 | 中央愛児園 |
| 2 | 豊島区立児童発達支援センター |

- ★ 居宅訪問型児童発達支援
- | No. | 名称 |
|-----|-----------------|
| 1 | アットイーズ訪問型児童発達支援 |

- 保育所等訪問支援
- | No. | 名称 |
|-----|----------------------------------|
| 1 | 豊島区立児童発達支援センター |
| 2 | アットイーズ訪問型児童発達支援 |
| 3 | ABA児童発達支援・放課後等
デイ療育バーあーぶー雑司が谷 |
| 4 | エントランス 池袋教室 |

3 学校、教育センター、中高生センター、相談機関、プレーパーク、子ども食堂、学習支援団体等



● 区立小学校

No.	名称
1	仰高小学校
2	駒込小学校
3	巣鴨小学校
4	清和小学校
5	西巣鴨小学校
6	豊成小学校
7	朝日小学校
8	池袋第一小学校
9	池袋第三小学校
10	高南小学校
11	目白小学校
12	長崎小学校
13	椎名町小学校
14	富士見台小学校
15	千早小学校
16	高松小学校
17	要小学校
18	南池袋小学校
19	さくら小学校
20	朋有小学校
21	池袋小学校
22	池袋本町小学校

■ 区立中学校

No.	名称
1	駒込中学校
2	西巣鴨中学校
3	池袋中学校
4	千川中学校
5	千登世橋中学校
6	巣鴨北中学校
7	明豊中学校
8	西池袋中学校

▲ 都立学校

No.	名称
1	豊島高校
2	文京高校
3	千早高校
4	大塚ろう学校

★ 私立小学校

No.	名称
1	川村小学校
2	立教小学校

● 私立中学校

No.	名称
1	学習院中等科
2	川村中学校
3	十文字中学校
4	淑徳巣鴨中学校
5	城西大学附属城西中学校
6	巣鴨中学校
7	豊島岡女子学園中学校
8	本郷中学校
9	立教池袋中学校

■ 私立高校

No.	名称
1	学習院高等科
2	川村高等学校
3	十文字高等学校
4	淑徳巣鴨高等学校
5	城西大学附属城西高等学校
6	昭和鉄道高等学校
7	巣鴨高等学校
8	豊島岡女子学園高等学校
9	豊島学院高等学校
10	豊南高等学校

11	本郷高等学校
12	立教池袋高等学校

▲ 大学

No.	名称
1	学習院大学
2	川村学園女子大学
3	女子栄養大学
4	大正大学
5	帝京平成大学
6	東京音楽大学

計画の基本的な
考え方

子ども・若者と家庭を
取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・
子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編



■ プレーパーク

No.	名称
1	池袋本町プレーパーク

▲ としま子ども食堂 ネットワーク加入団体

No.	名称
1	要町あさやけ子ども食堂
2	池袋こども食堂
3	椎名町こども食堂
4	ほんちょこ食堂
5	みんなのふくろう食堂
6	IKEBUKURO TABLE
7	いけいけ子ども食堂
8	たらふく子ども食堂
9	TWO FINGERS 子ども食堂
10	OOC 子ども食堂
11	里菜こども食堂
12	北大塚こども食堂・友(ゆう)
13	ちとっこテラス
14	はなぶさ子ども・だれでも食堂
15	西池袋子ども食堂

★ としま子ども学習支援 ネットワーク加入団体

No.	名称
1	子どもサポーターズとしま
2	認定特定非営利活動法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク
3	たけのこクラブ
4	みみずくサポーターズ
5	認定特定非営利活動法人キッズドア
6	放課後寺子屋
7	目白聖公会
8	かみとえんびつ
9	特定非営利活動法人サンカクシャ
10	Mirakuru
11	特定非営利活動法人テラコヤ
12	ジェイアカデミー
13	一般社団法人おやとこプロジェクト
14	YELL for ALL
15	日本語支援活動としま (略称：にしかつとしま)
16	まなびすたーり
17	特定非営利活動法人羽ばたく力 MIRAKAサポート
18	社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会
19	豊島区

● コミュニティ ソーシャルワーカー拠点

No.	名称
1	区民ひろば西巣鴨第一
2	区民ひろば南大塚
3	区民ひろば朋有
4	区民ひろば高南第二
5	区民ひろば西池袋
6	区民ひろば池袋
7	区民ひろば富士見台
8	区民ひろば千早

■ 相談機関

No.	名称
1	子ども若者総合相談窓口 「アシスとしま」
2	ひとり親家庭支援センター
3	くらし・しごと相談支援センター

▲ その他

No.	名称
1	みらい館大明

7	立教大学
8	東京国際大学 ※令和5年9月開校予定
★	中高生センタージャンプ
No.	名称
1	中高生センタージャンプ東池袋
2	中高生センタージャンプ長崎
●	教育センター
No.	名称
1	教育センター

【 4 】 計画の進捗を測る指標一覧

目指す姿 Ⅰ 子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち

取組の方向性	指標名	現 状	目指す方向性 (令和11年度)
子どもの権利に関する理解促進	「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した割合	令和5年度 - 子ども 7.8% - 保護者 14.7% - 若者 1.8% - 区施設職員 77.0% - 地域団体 57.3%	↑
	職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の割合	令和5年度 - 区施設職員 54.7% - 地域団体 20.5%	↑
	区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和5年度 - 小学6年生 69.8% - 中学3年生 74.2%	目標値 80.0%
子どもの意見表明・反映及び社会参画の促進	家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度 - 小学生 86.5% - 中高生 92.7%	↑
	家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度 - 小学生 52.2% - 中高生 51.6%	↑
	子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」と回答した区民の割合	令和5年度 18歳以上の区民 19.9%	↑
	地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した子どもの割合	令和5年度 - 小学生 35.2% - 中高生 33.7%	↑
子どもの居場所・体験活動の充実	子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和5年度 - 就学前 60.1% - 小学生 40.5% - 中高生 39.1%	↑
	子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度 - 小学生 19.7% - 中高生 13.7%	↑
	区の施設や事業の満足度	令和5年度 - 子どもスキップ 63.8% - 中高生センター 69.0% - 公園 66.1% - 学校の校庭開放・施設開放 66.9%	↑
子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度 - 小学生 64.8% - 中高生 55.0%	↑
	不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度 - 保護者 53.6% - 高校生 82.4%	↑
	困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度 - 小学生 9.4% - 中高生 10.4%	↓
	上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度 - 小学生 35.0% - 中高生 58.8%	↓
	悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミリーダイヤル、アスとしまなど)の認知度	令和5年度 - 小学生 68.1% - 中高生 48.2%	↑

目指す姿 Ⅱ

妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち

取組の方向性	指標名	現 状	目指す方向性 (令和11年度)
子どもや家庭への医療・健康支援	安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 62.5%	↑
	これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和5年度 ● 保護者 48.8%	↑
子育て家庭への支援	子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 67.9%	↑
	育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 18.9%	↓
	子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合	令和5年度 ● 小学生保護者 71.8% ● 中学生保護者 65.7%	↑
	過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度 ● 小学生保護者 3.7% ● 中学生保護者 9.0%	↓

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

目指す姿 Ⅲ

子どもが 主体的に学び 育つことができるまち

取組の方向性	指標名	現 状	目指す方向性 (令和11年度)
幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実	保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	令和5年度 ● 就学前 69.7%	↑
	保育所待機児童数	令和5年度 0人	待機児童ゼロを維持
	子どもスキップの待機児童数	令和5年度 0人	待機児童ゼロを維持
子どもの主体性を尊重した学校環境の整備	学校が「楽しい」と感じている子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 64.8% ● 中学生 55.0%	↑
	学校で自分の意見を「言えていない」と回答した子どもの割合	令和5年度 ● 小学生 8.0% ● 中学生 4.9%	↓
	学校で何かを決める時、先生が意見を聞いてくれていると子どもが思う割合	令和5年度 ● 小学生 63.9% ● 中学生 69.1%	↑
	学校で何かを決める時、子どもの意見を聞いている回答した小中学校教職員の割合	令和5年度 ● 小学校教職員 89.1% ● 中学校教職員 94.3%	↑
子どもに関わる人への支援	子どもの権利に関する条例を「知っている」と回答した割合	令和5年度 ● 区施設職員 77.0% ● 地域団体等 57.3%	↑
	職場や地域で子どもの権利について学ぶ機会がないと答えた割合	令和5年度 ● 区施設職員 42.4% ● 地域団体等 66.8%	↓

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

目指す姿Ⅳ

若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち

取組の 方向性	指標名	現 状		目指す方向性 (令和11年度)
若者の自立支援	自分のことが「好き」と回答した若者の割合	令和5年度	65.0%	↗
	今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことが「ある」と回答した若者の割合	令和5年度	49.3%	↘
	自分には「話せる人がいない」と回答した若者の割合	令和5年度	19.7%	↘
	不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した若者の割合	令和5年度	75.7%	↗
若者の社会参画支援	若者がホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和5年度	41.4%	↗
	若者が「自分が役に立たないと感じている」と回答した割合	令和5年度	40.8%	↘
	地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した若者の割合	令和5年度	45.7%	↗
	国政選挙や地方選挙に行っていないと回答した若者の割合	令和5年度	15.7%	↘

目指す姿Ⅴ

子ども・若者が 安心して 生きることができるまち

取組の 方向性	指標名	現 状		目指す方向性 (令和11年度)
寄り添った支援 一人ひとりに	学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度	- 小学生 64.8% - 中学生 55.0%	↗
	過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合	令和5年度	- 小学生保護者 3.7% - 中学生保護者 7.3% - 高校生保護者 11.0%	↘
相談体制の充実と情報発信	不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどにあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度	- 保護者 53.6% - 高校生 82.4% - 若者 75.7%	↗
	困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度	- 小学生 47.7% - 中高生 62.0% - 若者 9.3%	↘
	上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度	- 小学生 35.0% - 中高生 58.8% - 若者 69.2%	↘
	悩みやこまりごとなどを相談できる場所(なやミミフリーダイヤル、アシスとしまなど)の認知度	令和5年度	- 小学生 68.1% - 中高生 48.2% - 若者 15.4%	↗

目指す姿 VI 区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち

取組の方向性	指標名	現 状	目指す方向性 (令和11年度)
区民・地域・企業等との連携・協働	地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思う保護者の割合	令和5年度 - 就学前 45.4% - 小学生 51.1% - 中高生 46.0%	↑
	職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思う保護者の割合	令和5年度 - 就学前 44.3% - 小学生 37.1% - 中高生 38.3%	↑
安全・安心な社会環境の整備	子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思う保護者の割合	令和5年度 - 就学前 36.0% - 小学生 30.3% - 中高生 31.2%	↑
	子どもと一緒に外出できる遊び場や施設等の情報が欲しい、あるいは不足していると思う保護者の割合	令和5年度 26.0%	↓
	セーフコミュニティの認証	令和5年度 認証	認証継続
安全・安心な社会環境の整備	文化芸術に触れる機会が「どちらかというと多くなった」と感じている18歳以上の区民の割合	令和5年度 34.6%	↑

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

【 5 】 語句解説

アルファベット

・CAP

Child Assault Preventionの略で、子どもへの暴力防止を指す。子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心と体を守る暴力防止のための予防教育プログラム。

・DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に協力しない、性的行為を強要する性的暴力などがある。

あ行

・アウトリーチ

医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者から積極的に訪問して支援を提供すること。

・医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童のこと。

か行

・外国にルーツを持つ子ども

国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国出身者である子どもや、海外生まれ・海外育ちなどで日本語が第一言語ではない子どものこと。

・キャリア教育

望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

・ケアリーバー

児童養護施設や里親などによる養育(ケア)から離れた子ども・若者、社会的養護経験者のこと。

・ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

・こども家庭センター

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施する機関のこと。

・子ども家庭支援センター

児童虐待の予防や早期発見、子育て相談など、子どもと家庭を総合的に支援する施設のこと。

・コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校をいい、学校と地域住民などが力を合わせ、子どもたちのより良い環境づくりに取り組む「地域とともにある学校」を目指すための仕組みのこと。

・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

コミュニティソーシャルワークを実践する専門職のこと。具体的な取り組みとして、地域の課題解決に向けて、住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、団体等が行う地域活動への支援(地域支援)と、対象者を限定せずに区民からの総合的な福祉相談に対して、住民や支援機関等と連携して行う支援(個別支援)などがある。

・コミュニティソーシャルワーク

イギリスで生まれたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・相談支援の進め方のこと。支援を必要とする人々の生活環境に目を向けて援助を行うとともに、地域による支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな資源の開発や、公的制度との関係調整を目指すもの。

さ行

・里親

親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

・自己肯定感

「自分は生きる価値がある、誰かに必要とされている」と自らの価値や存在意義を肯定できる感情のこと。

・自己有用感

他者や集団との関係の中で、「役に立てて良かった」「必要とされていると感じた」等、自分の存在を価値のあるものとして受け止める感覚。

・社会的養育

保護者の元で暮らすことができない児童を、公的責任で保護し、社会が代わって養育する仕組みのこと。

・スクールカウンセラー

臨床心理士などの専門家のこと。いじめや不登校、問題行動、児童虐待等の相談、改善、解決を図ることを目的とし、区内の全幼稚園・小中学校に派遣している。

・スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒をとりまく環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みを抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

・スクールロイヤー

子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して、法律に基づいた助言や指導を行う弁護士などのこと。

・性自認

自分の性別をどのように認識しているかを指し、一般的に「心の性」といわれる。

・性的指向

恋愛感情や性的関心がどのような対象に向いているか、向いていないかを指している。性的指向が異性に向いている異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向いている同性愛(ホモセクシュアル)、女性と男性の両方に向く両性愛(バイセクシュアル)などがある。

た行

・地域型保育事業所

認可の保育施設。認可保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する施設。

・デートDV

交際相手間の暴力のこと。暴力による支配と恋愛感情を混同しやすく、親密な関係になるにつれて、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。

・特別支援教育

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培う教育。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

は行

・発達障害

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

・ひきこもり

「ひきこもり状態にある人」とは、仕事や学校等に行くことができず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどすることができず、次のいずれかに該当する人のことをいう(ただし、加齢による寝たきり、重度の身体や内臓の障害・疾患により外出が困難な人は除く)。

①自宅や自室に閉じこもっている状態の人

②時々買い物などで外出することがある人

・プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした屋外のおそび場のこと。

・保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のこと。

・フォスタリング機関

フォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。

なお、フォスタリング業務とは以下の業務をさす。

①里親のリクルート及びアセスメント

②登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

③子どもと里親家庭のマッチング

④里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)

ま行

・マイほいくえん

保育園を身近な子育ての拠点として登録し、育児相談や保育園イベントへの参加ができる事業

・マルチメディアデージー

視覚に障害のある人や加齢などにより文字が見えにくい人、発達障害のある人など活字による読書が困難な人に対し、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。DAISYとはDigital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」を指す。

や行

・要支援家庭

子育ての不安・問題を解消し、虐待を予防・防止するために地域全体で保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭のこと。

・要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(児童福祉法第6条の3第8項)のこと。

・ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと(概ね30歳未満の者。状況に応じ40歳未満を含む)。

わ行**・ワーク・ライフ・バランス**

誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。これは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会をつくる基盤として重要とされている。

【 6 】 関連法令

1

豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年3月29日条例第29号）

子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めているのです
あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

この宣言をもとに、豊島区は子どもの権利に関する条例を制定します。

子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています。何かを要求するだけではなく、子どもなりにできることを考えて挑戦し、自分の役割を担おうとしています。それを手助けするためには、子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくる必要があります。子どもに対する差別をなくし、誤った思い込みを改め、お互いの権利を意識しながら、子どもとおとなの新しい信頼関係をつくることが大切です。

どんな子どももみな等しく生まれながらに持っているものが子どもの権利です。子どもの権利は、その年齢や発達に応じて保障されるものです。子どもの権利を実現していくためには、まず、おとな自身が権利というものに関心を持つ必要があります。そして子どもは、おとなや子ども同士のかかわりあいの中から、お互いの権利の尊重、責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。未来を託する子どもたちにとって、自分の選択で権利を行使することは、かけがえのないことなのです。

おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。

まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにし、子どもの権利を守り、成長を支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。
- (3) 子どもにかかわる施設 豊島区（以下「区」といいます。）の区域内（以下「区内」といいます。）にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設等及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等のほか、子どもが育ち、遊び又は学ぶ施設をいいます。

- (4) 区民 区内に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校等に在学する者をいいます。

- (5) 区民等 区民及び区内に滞在する者（通過する者を含みます。）をいいます。

- (6) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいいます。（責務）

第3条 区は、子どもの権利を尊重し、あらゆる環境の整備を通じて、これを保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの成育について第一義的責任があることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければなりません。

3 子どもにかかわる施設の設置者、管理者、職員等（以下「施設関係者」といいます。）は、子どもにかかわる施設において子どもの権利を保障しなければなりません。

4 区民等は、家庭、学校又は地域の中でお互いに連携・協働し、子どもの権利を保障しなければなりません。

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

せん。

- 5 事業者は、区の施策に協力し、雇用又は所属している子どもの権利を保障しなければなりません。

第2章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

- 第4条 区は、子どもとおとなが子どもの権利の重要性を知り、よりよく理解するために、次に掲げる子どもの権利の普及に取り組みます。

- (1) この条例に定められた子どもの権利の周知や学習の機会を設けること。
- (2) 地域や子どもにかかわる施設との連携・協働の下に、子どもの権利に関する取組を推進するため、としま子ども月間を設けること。
- (3) 児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

- 第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

- 第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

- 第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

- 第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

- 第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。

- (3) 仲間をつくり、集まること。

- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

- 第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。
- (2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。
- (4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

- 第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確かなものにすること。
- (2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。
- (3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

- 第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。
- (2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。
- (3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

第4章 子どもの権利の保障

第1節 区による保障

(区による保障)

- 第13条 区は、子どもの権利が侵害されそうになった場合又は侵害された場合には、区民等と協働してその救済や回復に最大限に努めなければなりません。

(環境の整備等)

- 第14条 区は、子どもの権利を保障するために、次に掲げる環境等を整備し、充実させなければなりません。

- (1) 生命や身体が守られる環境
- (2) 安全な食生活の環境
- (3) 安心して休み、遊び又は学べる環境
- (4) 住民自治の担い手となるための教育や環境教育の機会
- (5) 文化や芸術の担い手となれるような機会
- (6) 相談や援助の仕組み

(児童虐待防止に関する整備等)

- 第15条 区は、子どもの深刻な権利侵害である児童虐待の防止等のために、次に掲げる体制を整備しなければなりません。

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見のための体制
- (2) 児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援のための体制

- (3) 児童虐待にかかわった保護者に対する適切な指導及び支援のための体制
- (4) 児童虐待防止に向けた、区と関係機関、民間団体等との連携の強化及び支援のための体制
- (5) 児童虐待防止に向けた、子どもや保護者に対する教育及び啓発のための体制

第2節 家庭における保障

(家庭における保障)

- 第16条 子どもにとってかけがえのない存在である保護者は、家庭を中心とした子どもの環境を確保し、愛情をもってその生命を守らなければなりません。
- 2 保護者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしなければなりません。
 - 4 保護者は、子どもの気持ちに耳を傾け、尊重しなければなりません。
 - 5 保護者は、子どもが他の人の権利を尊重できるように、自らその範を示さなければなりません。
 - 6 保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重しなければなりません。

第3節 子どもにかかわる施設における保障

(子どもにかかわる施設における保障)

- 第17条 施設関係者は、子どもの健康を守り、子どもの育ち、遊び又は学びを、子どもの主体性を尊重しながら充実させなければなりません。
- 2 施設関係者は、保護者や関係機関と共に、子ども同士のかかわりを見守り、一人ひとりの子どもの気持ちに耳を傾け、人格を認めて、意見を尊重しなければなりません。
 - 3 施設関係者は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。
 - 4 施設関係者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待を防止するために関係機関との連携・協働の下に、予防及び早期発見に取り組まなければなりません。
 - 5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。
 - 6 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの個人に関する情報について、あらかじめ本人の同意を得ないで、目的の範囲を超えて利用し、外部に提供してはいけません。ただし、本人の発達段階に応じて特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが難しいときは除きます。
 - 7 子どもにかかわる施設の管理者は、職員等にこの条例に定められた子どもの権利を十分理解させるため、研修の機会を設けなければなりません。

第4節 地域における保障

(地域における保障)

- 第18条 区民は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全・安心な地域の環境をつくり、その環境を守らなければなりません。
- 2 区民等は、児童虐待又はそれに類似する行為により、子どもの心身を傷つけてはなりません。

- 3 区民は、家庭、子どもにかかわる施設又は地域の中で互いに声をかけあい、子どもの成長を支援しなければなりません。
- 4 区民は、区民が住民自治の担い手としての責務を負うことを子どもに伝え、自らその範を示さなければなりません。
- 5 事業者は、自らこの条例に定められた子どもの権利をよく理解し、雇用又は所属している者にもよく理解させなければなりません。
- 6 事業者は、雇用又は所属している者が安心して子どもを養育できるような働きやすい職場環境を整備しなければなりません。
- 7 区民等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に、子ども家庭支援センターその他の関係機関に速やかに通告しなければなりません。

第5章 子どもの参加

(子どもの参加)

- 第19条 子どもは、社会性を培い、子どもの権利を実生活に生かすために、家庭、子どもにかかわる施設又は地域に対して、権利の主体として参加することが保障されます。

(子どもの社会参加及び参画)

- 第20条 区は、地域における子どもの社会参加を支援しなければなりません。
- 2 おとなは、子どもが地域活動に参加しやすいように、地域の役割等をわかりやすく説明し、又は子どもがこれらの情報を得ることができるよう様々な方法を講じなければなりません。
 - 3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。
 - 4 区は、次代を担う子どもの意見を区政に反映するよう努め、子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。
- (子どもにかかわる施設における子どもの参加及び参画)

- 第21条 施設関係者は、子どもが育ち、遊び又は学ぶ存在であることを認識して、子どもの自主的な活動を支援しなければなりません。
- 2 施設関係者は、施設運営等に関して子どもの意見を聴き、話し合いの場を設けるよう努めなければなりません。
 - 3 施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません。

第6章 子どもの権利侵害からの救済及び回復 (豊島区子どもの権利擁護委員の設置)

- 第22条 区は、子どもの権利侵害について、迅速かつ適切に対応し、救済を図り、回復を支援するために、区長の附属機関として、豊島区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設けます。
- 2 擁護委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解のある幅広い年齢層にある者（ただし、規則で定める者を除きます。）から、区長が委嘱します。
 - 3 擁護委員の任期は、2年とし、再任することができ

ます。

- 4 区長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合又は規則に定める事由に該当する場合は、その職を解くことができます。
- 5 区は、擁護委員の中立性に配慮し、地位の独立性を尊重して、その活動に協力をしなければなりません。
- 6 擁護委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（擁護委員の職務）

第23条 擁護委員は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの権利の救済及び回復のために、助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受け、必要な調査及び調整を行うこと。
- (3) 前号の申立てを受け、調査及び調整の結果、子どもの権利侵害にかかわると判断される場合は、関係する団体又は個人に対して是正要請をすること。
- (4) 前号の是正要請を受けてとられた措置について、関係する団体又は個人から報告を求めること。

（是正要請の尊重）

第24条 前条第3号の是正要請を受けた者は、これを尊重し、かつ、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

（是正要請及び報告の公表）

第25条 擁護委員は、必要と認めた場合に、第23条第3号の是正要請及び同条第4号の報告を公表することができます。

（救済及び回復のための連携）

第26条 擁護委員は、子どもの権利侵害を予防し、子どもの権利侵害からの救済及び回復のために家庭、子どもにかかわる施設、地域、関係機関等との連携に努めなければなりません。

（活動状況等の報告及び公表）

第27条 擁護委員は、毎年の活動状況等を区長に報告し、区民に公表しなければなりません。

（庶務）

第28条 擁護委員の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第7章 子どもの権利に関する施策の推進

（施策の推進）

第29条 区は、子ども、保護者、施設関係者及び地域と連携・協働し、あらゆる面に配慮しながら、子どもの権利に関する施策を推進しなければなりません。（推進計画の策定）

第30条 区は、子どもの権利に関する施策を、総合的に実行するために、次に掲げる事項について推進計画を策定しなければなりません。

- (1) 保護者等に対する子どもの養育支援
- (2) 子どもの健やかな育ちに対する支援
- (3) この条例に関する情報の発信や啓発
- (4) この条例に関する学習の機会の確保

- (5) 地域等における子どもの社会参加活動の啓発
- (6) 子どもにかかわる施設等におけるこの条例に定められた子どもの権利の保障
- (7) 児童虐待についての理解の普及及び防止
- (8) 子どもの権利侵害に対する相談、援助及び救済体制の整備
- (9) 前各号に掲げるもののほか、子どもの権利にかかわる施策
（豊島区子どもの権利委員会の設置）

第31条 区は、この条例に基づく計画及び施策を検証するために、区長の附属機関として豊島区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。

3 権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任することができます。

4 区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

5 委員は、職務上知りえた秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（権利委員会の職務）

第32条 権利委員会は、次に掲げる職務を行います。

(1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。

(2) 前号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

（答申及び提言の尊重）

第33条 区は、権利委員会の答申及び提言を尊重し、必要な措置をとらなければなりません。

（会長及び副会長）

第34条 権利委員会に会長及び副会長を置きます。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定めます。

3 会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

（招集等）

第35条 権利委員会は、会長が招集します。

2 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

（庶務）

第36条 権利委員会の庶務は、子ども家庭部において処理します。

第8章 雑則

（委任）

第37条 この条例の施行に必要な事柄は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行します。ただし、第6章及び第31条から第36条までの規定は、規

則で定める日から施行します。

(平成21年規則第69号で、第6章の規定は、平成22年1月1日から施行)

(平成29年規則第67号で、第31条から第36条までの規定は、平成30年1月1日から施行)

2

豊島区いじめ防止対策推進条例 (平成26年10月27日条例第33号)

(前文)

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、ときには、生命や身体に危険を生じさせるおそれのある深刻な問題です。

学校及び学校の教職員は「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童・生徒に徹底させるとともに、人と人との心が触れ合う豊かな体験を通じて、児童・生徒一人一人の心を耕すなど、いじめを予防する指導の充実を図ることが必要です。また、教職員の言動が児童・生徒に大きな影響力をもつことを自覚し、児童・生徒との信頼関係の構築に努めなければなりません。

いじめを根絶するためには、すべての児童・生徒、すべての豊島区民が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもつ必要があります。よって、ここに、いじめ根絶に向けた基本理念を明らかにし、いじめ根絶のための施策を、豊島区子どもの権利に関する条例の趣旨を踏まえ、総合的かつ効果的に推進するために、この条例を制定します。

(令元条例18・一部改正)

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)及び区立学校等の責務を明らかにするとともに、区の対策を推進するための組織の基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(令元条例18・一部改正)

(定義)

- 第2条 この条例において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。
- 2 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。
- 3 この条例において「区立学校」とは、前項に規定する学校であって、区が設置するものをいう。
- 4 この条例において「児童・生徒」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のいないときは、未成年後見人)をいう。
- 6 この条例において「関係機関等」とは、警察、児童

相談所その他いじめの防止等に関する機関等をいう。

- 7 この条例において「区民」とは、区内に在住又は在勤する者をいう。

(令元条例18・一部改正)

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害であることに鑑み、すべての児童・生徒が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように取り組まなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童・生徒の生命及び心身を保護し、児童・生徒をいじめから守り通すとともに、児童・生徒のいじめに関する理解を深め、児童・生徒がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように行われなければならない。
- 3 区立学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の機関全体で組織的に取り組まなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校はもとより、区、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(令元条例18・一部改正)

(区の責務)

第4条 区は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、関係機関等及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果

的に推進しなければならない。

（区立学校及び区立学校の教職員の責務）

第5条 区立学校及び区立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、教育委員会の機関全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むものとする。

2 区立学校及び区立学校の教職員は、当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該児童・生徒を徹底して守り通し、当該児童・生徒の保護者を支援するとともに、いじめを行っていると思われる児童・生徒及びその保護者に対して指導・助言を行うなど、適切かつ迅速に対処しなければならない。

（令元条例18・全改）

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童・生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童・生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童・生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（区民及び関係機関等の役割）

第7条 区民及び関係機関等は、基本理念にのっとり、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 区民及び関係機関等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると認めた場合には、区、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 区は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（豊島区いじめ防止対策推進基本方針）

第9条 区は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、豊島区いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）に、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方やインターネット上のいじめの防止等のための対策を定めるものとする。

（学校いじめ防止対策推進基本方針）

第10条 区立学校は、基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（令元条例18・一部改正）

（豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会）

第11条 教育委員会は、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）

を置く。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、教育委員会の諮問に応じて意見を述べるものとする。

3 対策委員会は、基本方針に対する評価を行うとともに、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 小・中学校長代表

(3) 保護者代表

(4) 区民

(5) 豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年豊島区条例第29号）第22条第1項に規定する豊島区子どもの権利擁護委員

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 対策委員会の庶務は、教育部において処理する。

7 前3項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平27条例27・令元条例18・一部改正）

（関係機関等との連携等）

第12条 区は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 関係機関等は、いじめを発見したときは、速やかに事実確認を行い、当該児童・生徒の在籍する学校と情報を共有するとともに、連携していじめの解消に努めるものとする。

（令元条例18・一部改正）

（区立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第13条 区立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理又は福祉等に関する専門職その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（令元条例18・一部改正）

（重大事態への対処）

第14条 教育委員会は、区立学校と一元的な方針の下、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に迅速かつ適切に対処できるよう、教育長を本部長とする豊島区教育委員会いじめ問題緊急対策本部を置くものとする。

（令元条例18・一部改正）

（豊島区教育委員会いじめ調査委員会）

第15条 教育委員会は、重大事態について、事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」という。）を行うため、教育委員会の附属機関として、豊島区教育委員会いじめ調査委員会（以下「調査

委員会」という。)を置く。

- 2 区立学校は、重大事態が発生した場合には、調査委員会及び教育委員会を通じて、区長に報告しなければならない。
- 3 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。
- 6 前項の規定によるもののほか、公平な調査等を行うことができないおそれがある委員があるときは、調査委員会の決定を経て当該委員を除外することができる。
- 7 委員は、公平な調査を行うことができない相当な理由があるときは、調査委員会の決定を経て、自ら調査等を回避することができる。
- 8 調査委員会の庶務は、教育部において処理する。
- 9 第3項から前項までに定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(令元条例18・追加)

(豊島区いじめ特別調査委員会)

- 第16条 区長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区いじめ特別調査委員会(以下「特別調査委員会」という。)を置くことができる。
- 2 特別調査委員会は、区長の諮問に応じ、法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行う。
 - 3 区立学校、区その他関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
 - 4 特別調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等であって、第1項の報告に係る法第28条調査を行った組織の構成員以外のもののうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。
 - 5 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
 - 6 特別調査委員会を設置したときは、区長は、これを豊島区議会に報告する。
 - 7 特別調査委員会の庶務は、子ども家庭部において処理する。
 - 8 第4項、第5項及び前項に定めるもののほか、特別調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

(令元条例18・追加)

(個人情報の取扱い)

- 第17条 区は、この条例の施行に当たって、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、

当該個人情報をいじめの防止等に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

- 2 対策委員会、調査委員会又は特別調査委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(令元条例18・追加)

(委任)

- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長又は教育委員会が定める。

(令元条例18・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊島区条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年3月20日条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月30日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に設置されている豊島区教育委員会いじめ問題対策委員会の委員として委嘱され、又は任命され、現にその職にある者については、この条例の施行の日に、この条例による改正後の豊島区いじめ防止対策推進条例第11条第4項の規定により委嘱され、又は任命された委員とみなす。これらの委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
(豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年豊島区条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

計画の基本的な考え方

子ども・若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編